

「宍粟市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の考え方(案)に関するパブリックコメント実施要領

1 案件名

「宍粟市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の考え方(案)に関するパブリックコメント

2 募集期間

令和5年11月15日(水)から令和5年12月14日(木)まで

3 事務局

市民生活部人権推進課

4 募集の趣旨

宍粟市では、全ての市民が、性的指向、性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生き、互いを認め合い一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現をめざし、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を検討しています。

このたび、「宍粟市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の考え方(案)がまとまりましたので、広く意見を募集するためパブリックコメントを実施します。

なお、提出されたご意見に対する市の考え方は後日公表します。

5 公表資料(別途参照)

「宍粟市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の考え方(案)

6 閲覧場所及び閲覧時間

場所	時間
市民生活部人権推進課	月～金曜日午前8時30分～午後5時15分
市民局まちづくり推進課	
三方町出張所	
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 (月曜日、毎月末日、特別整理期間を除く)
市公式サイト	令和5年12月14日(木)まで終日

7 意見を提出できる人

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9 意見書の提出方法

提出方法	提出先	
持参	市民生活部人権推進課	月～金曜日
	各市民局まちづくり推進課	午前8時30分～午後5時15分
	三方町出張所	
	市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 (月曜日、毎月末日、特別整理期間を除く)
郵送	市民生活部人権推進課まで郵送してください。 〒671-2576 宍粟市山崎町鹿沢 65 番地 3 宍粟防災センター 2 階 市民生活部人権推進課 宛て	
ファックス	0790-63-0841	
電子メール	shiminsodan-kk@city.shiso.lg.jp	
市公式サイト	応募フォームから送信してください。	

10 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
(氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。)
- ・提出いただいたご意見に対して、個別での回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。
なお、ご意見を提出いただいた方の氏名など、個人が特定される情報は公開いたしません。